

大阪市告示第535号

平林四号池中地区土地区画整理事業の施行認可準備のため、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第51条の7第1項の規定に基づく申請があったので、同条第2項で準用する同法第19条第2項及び土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第68条の規定により次の事項を公告する。

なお、施行地区となるべき区域内の宅地について、未登記の借地権を有する者は、土地区画整理法第51条の7第2項で準用する第19条第3項の規定に基づき、この公告があった日から1ヶ月以内に大阪市長に借地権を申告しなければならない。

令和7年4月11日

大阪市長 横山英幸

施行地区となるべき区域

大阪市住之江区平林北二丁目

7番5、7番7、7番9、7番11、7番14、7番15、7番16、7番18、7番19、
7番20、7番22、7番26、7番28、7番29、7番30、7番38、7番39、7番42、
7番44、7番46、7番48、7番49、7番50、7番52、7番58、7番59、7番61、
7番62、7番63、7番65、7番66、7番68、7番70、7番71、7番74、7番76、
7番80、7番83、7番85、7番87、7番89、7番91、7番95、7番97、7番99、
7番102、7番104、7番106、7番108、7番109、7番111、7番113、7番115、
7番117、7番119、7番121、7番122、7番123、7番124、7番125、7番126、
7番127、7番128、7番129、7番130、7番131、7番132、7番133、7番134、
7番135、7番141、7番142、7番143、7番144、21番1、22番、23番、26番、
27番、28番、29番、30番、31番、32番、33番、125番、131番

（都市整備局市街地整備部区画整理課）